

議員提出議案第3号

葛飾区給付型奨学金条例

上記の議案を提出する。

平成27年2月17日

提出者	4番	水 摩 雪 絵	10番	天 野 ゆうや
	11番	中 江 秀 夫	12番	おりかさ 明実
	30番	三小田 准 一	31番	中 村 しんご

葛飾区議会議長 秋 家 聡 明 殿

(提案理由)

教育の機会均等の立場から、経済的理由により高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)の修学困難な者に対し、奨学金を支給し、有用な人物を育成するために本案を提出いたします。

葛飾区給付型奨学金条例

(目的)

第1条 この条例は、教育の機会均等を得させるため、経済的理由により高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)の修学困難な者に対し、毎年度予算の定めるところにより奨学金を支給し、有用な人物を育成することを目的とする。

(奨学生の資格)

第2条 この条例により奨学金を支給する生徒(以下「奨学生」という。)は、保護者が葛飾区内に居住する者で高等学校に在学し、品行方正、学業成績優秀で経済的理由により修学が困難と認められる者でなければならない。

(奨学金の額)

第3条 奨学金は、1人について月額5,000円以内とする。

2 前項の金額は、本人の希望、家庭の事情、他の育英事業者からの奨学金受給の有無等を調査して、教育委員会が決定する。

(支給期間)

第4条 奨学金は、奨学生が在学する高等学校における修業年限に限り、支給する。ただし、修業年限が4年を超える場合は、その超える部分については、奨学金を支給しない。

(願出手続)

第5条 奨学生を志願しようとする者は、奨学生願書を当該学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の願出があったとき、学校長は、第2条の規定に該当すると認めた者について、推薦調書を作成の上添付しなければならない。

3 第1項に規定する奨学生願書には、本人及び保護者が連署しなければならない。

(奨学生の決定)

第6条 奨学生は、教育長の選考した者について教育委員会が決定する。

2 前項の決定通知は、当該学校長を経て本人に通知する。

(異動の届出)

第7条 奨学生は、次に掲げる場合には、保護者連署の上、当該学校長を経て、教育委員会に届け出なければならない。

① 休学し、復学し、転学し又は退学したとき。

② 本人又は保護者の氏名、住所その他重要な事項に異動があったとき。

(奨学金の交付)

第8条 奨学金は、毎月当該学校長を経て交付する。ただし、数箇月分をあわせて交付することがある。

(奨学金交付の休止)

第9条 奨学生が休学し、その期間が全月にわたるときは、奨学金の交付を休止する。

(奨学金の停止又は減額)

第10条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、教育委員会は、事由発生後の奨学金の支給を停止し、又はその額を減額することができる。

① 正当な事由がなく休学し、転学し又は退学したとき。

② 学業成績又は操行が著しく不良なとき。

③ 傷病その他の事由により、成業の見込のないとき。

④ 奨学金を必要としない事由が生じたとき。

⑤ その他教育委員会が必要と認めたとき。

(奨学金の返還)

第 11 条 奨学金は、返還を要しない。ただし、教育委員会が返還を要すると認めるものについては、この限りでない。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。